

様式第 4 号（第 4 条関係）

随 意 契 約 調 書	
工 事（業 務 委 託）名	本浦漁港外 1 漁港海岸長寿命化工事設計業務委託
工 事（業 務 委 託）場 所	鳥羽市 浦村町外 1 町 地内
契 約 分 類	随意契約
契 約 概 要	老朽化している漁港海岸保全施設の長寿命化を行うことで、背後施設及び背後民地等の安全性の改善及び向上を図ることを目的に設計を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 5 月 10 日 ～ 令和 6 年 11 月 5 日
契 約 年 月 日	令和 6 年 5 月 10 日
契 約 金 額	10,010,000 円（税込）
契 約 相 手 先	三重県津市島崎町 56 番地 公益財団法人 三重県建設技術センター
契約相手の選定理由	以下の理由から地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する、「性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。」に該当することから、公益財団法人三重県建設技術センターと随意契約により契約したい。 ① 三重県建設技術センターは、公共事業の円滑能率的な執行を図るとともに、地域振興発展に寄与することを目的として県市町村の出資により設立された営利を目的としない公益財団法人であること。三重県下の自治体への技術的支援など多くの業務実績を有しており、国などの関係機関との各種協議資料の作成について多数の知見を有し、設計・施工に関する専門的な知識、技術力を十分に有している。 ② 漁港・海岸事業に係る設計業務は、他の一般土木設計に比べ特殊な工法・設計計算を要するものである。三重県建設技術センターは、各種漁港・海岸施設の基本設計、詳細設計に関して多くの業務実績を有するとともに、過去の技術データ等が豊富に蓄積されている。また、高度な知識を有する技術職員が多く在籍し、本業務の目的及び内容を熟知していることから、信頼して委託することができる。 ③ 三重県建設技術センターは、令和 4 年度版漁港漁場関係事業事務必携の 3.7.2 測量及び試験費の留意点 6.3 (4) ③委託先において、水産基盤整備事業、漁港関連道整備事業及び海岸整備事業等に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等に該当しており、信頼して委託することができる。 ④ 三重県建設技術センターは、平成 17 年 8 月 26 日付け閣議決定の「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」第 2、8（2）に基づき、地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う

	公益法人等に該当しており、公正な立場で円滑に業務を遂行することができる。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
担 当 課	農林水産課